

# PET検査の診療報酬上の取扱いについて

# PET検査の診療報酬上の評価について

- 核医学検査のうち、PET検査については、PET薬剤の入手経路により以下の2つの場合が存在する。
  - ・ 医療機器である合成装置を用いて医療機関内で製造する場合（院内製造の場合）
  - ・ 市販の放射性医薬品を製薬会社から購入し供給を受ける場合（デリバリーの場合）
- PET検査の診療報酬上の評価については、院内製造の場合を想定した評価としており、デリバリーの場合も同一の評価として、PET用放射性医薬品の薬価算定を行っていない。
- 近年、主にデリバリーの場合を想定したPET検査が登場してきており、院内製造の場合を想定した現行の評価体系が実態に見合っていないとの指摘がある。

## 【核医学検査の評価体系】

<PET検査(院内製造の場合/デリバリーの場合)>

院内製造や撮影等に係る技術料

<SPECT検査> ※院内製造の場合は想定されない

薬剤料

+

撮影等に係る技術料

## 【PET検査の種類】

PET検査の種類	保険適用	PET薬剤		(参考)薬事承認されている PET用放射線医薬品
		院内製造の場合	デリバリーの場合	
<sup>15</sup> O標識ガス剤	平成14年4月	○	×	—
<sup>18</sup> FDG製剤	平成14年4月	○	× → ○ (平成17年9月承認)	・FDGスキャン注 ・フルデオキシグルコース( <sup>18</sup> F)静注「FRI」
<sup>18</sup> N標識アンモニア剤	平成24年4月	○	×	—
アミロイドPETイメージング製剤	未	○(※) ※限定された施設での 実施が想定されている	○	・ピサミル静注 ・アミヴィッド静注
<sup>18</sup> F-フルシクロビン	未	×	○	・アキュミン静注

# PET検査の診療報酬上の評価の見直しについて(案)

- 実態に見合った評価を行う観点から、アミロイドPETイメージング製剤等、主にデリバリーの場合により実施されるPET検査について、院内製造の場合とデリバリーの場合とで評価を区別することとしてはどうか。
- 具体的には、令和6年度診療報酬改定において、以下の対応を行うこととしてはどうか。
  - ・ デリバリーの場合における、PET検査の撮影等に係る技術料を新設する。
  - ・ PET用放射性医薬品について薬価算定を行う。

## 【PET検査の評価体系の見直しのイメージ】

